

1. 授業の概要(ねらい)

本授業のねらいは、日本国憲法の人権に関する正確な知識を習得させるとともに、自力で判例を読みこなすための基礎作りをすることにあります。授業では、二回を使って一つの判例を熟読します。二回のうちの初めの回では、報告者(履修者のうち一人)に課題判例を紹介してもらった上で、教員が補足的な解説を行います。そして、二回目では、教員との問答を通じて、判例の内容を履修者全員で確認していきます。ただし、履修者の希望により内容を変更することがあります。

2. 授業の到達目標

- ①憲法の人権分野における代表的な判例に関する正確な知識を習得する
- ②最高裁判例を自力で読みこなすことができるようになる

3. 成績評価の方法および基準

報告内容、発言などの平常点(100%)で評価します。

4. 教科書・参考文献

教科書

上田健介、尾形健、片桐直人 『憲法判例50!』2016年 有斐閣

5. 準備学修の内容

一つの判例につき二回の授業を当てるが、各回の準備は以下の通り。

一回目: 報告担当者については、判例報告の準備をおこなうこと。

二回目: 一回目の内容を復習すること。前回の授業で教員が課す問題の答えを考えてくること。

6. その他履修上の注意事項

報告の担当が割り当てられた場合には、きちんと準備をしてくること。また、間違えることを恐れず、積極的に発言すること。

7. 授業内容

- 【第1回】 イントロダクション(授業の進め方の説明)
- 【第2回】 憲法判例を読むための基礎知識(教員による講義)
- 【第3回】 法の下での平等①(尊属罰重罰規定違憲判決)
- 【第4回】 法の下での平等②(尊属罰重罰規定違憲判決)
- 【第5回】 信教の自由①(神戸高専剣道実技履修拒否事件)
- 【第6回】 信教の自由②(神戸高専剣道実技履修拒否事件)
- 【第7回】 政教分離①(津地鎮祭事件)
- 【第8回】 政教分離②(津地鎮祭事件)
- 【第9回】 政教分離③(愛媛玉串料事件)
- 【第10回】 政教分離④(愛媛玉串料事件)
- 【第11回】 公務員の政治活動の自由①(猿払事件)
- 【第12回】 公務員の政治活動の自由②(猿払事件)
- 【第13回】 公務員の政治活動の自由③(堀越事件)
- 【第14回】 公務員の政治活動の自由④(堀越事件)
- 【第15回】 まとめ